

令和5年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和5年度6月補正予算等関係)

警察本部

令和5年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件 名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 債務負担行為に関する調書	/	3

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第11号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	警 務 課	4
第12号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	交通企画課	6
第13号	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例	交通規制課	8

(報 告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第2号	令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会 計 課	10
第3号	令和4年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	会 計 課	11
第9号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年5月19日専決)	監 察 課	12
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年5月19日専決)	監 察 課	13

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 警察情報システム運 営費	会計課	補 正 前	26,493		令和6年度から 令和10年度まで	26,493					26,493	
		補 正	11,700		令和6年度から 令和10年度まで	11,700					11,700	インターネットパ ソコン及びメール サーバの賃貸借 及び保守
		補 正 後	38,193		令和6年度から 令和10年度まで	38,193					38,193	

<p>条 例 名 等</p>	<p>警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したときの身辺警護手当を、1日につき1,150円（現行 640円）に引き上げる。 (2) 職員が日没時から日出時までの間海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う作業のうち人事委員会が定めるものに従事したときの水上警戒業務手当の額は、通常額の1.5倍とする。 (3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする。 イ (1)及び(2)は、令和5年4月1日から適用する。 ウ 所要の経過措置を講ずる。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）の作業に従事したとき。</p> <p><u>(4) 職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第2号及び第4号</u>の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項の作業に従事した場合における手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、前項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）<u>又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号<u>及び第2号</u>の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 道路交通法の一部が改正され、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定小型原動機付自転車運転者講習</td> <td style="text-align: center;">1時間につき2,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p><参考></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">最高速度、車体の大きさ</th> <th style="width: 15%;">運転することができる者</th> <th style="width: 15%;">通行場所</th> <th style="width: 10%;">乗車用ヘルメット</th> <th style="width: 20%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 特定小型原動機付自転車 ・ 特例特定小型原動機付自転車 </td> <td> ・最高速度 一般的な自転車利用者の速度 (20km/h) ・車体の大きさ 長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当 </td> <td rowspan="2"> ・運転免許不要 ・16歳未満の者は運転禁止 </td> <td> ・車道、普通自転車専用通行帯、自転車道 ・歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行可 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> 努力義務 </td> <td rowspan="2"> ・交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象 ・悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則） </td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・最高速度の制御（6km/h）とそれに連動する表示をした場合 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>特定小型原動機付自転車</p> </div>	区 分	金 額	特定小型原動機付自転車運転者講習	1時間につき2,000円		最高速度、車体の大きさ	運転することができる者	通行場所	乗車用ヘルメット	その他	特定小型原動機付自転車 ・ 特例特定小型原動機付自転車	・最高速度 一般的な自転車利用者の速度 (20km/h) ・車体の大きさ 長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当	・運転免許不要 ・16歳未満の者は運転禁止	・車道、普通自転車専用通行帯、自転車道 ・歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行可	努力義務	・交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象 ・悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）		・最高速度の制御（6km/h）とそれに連動する表示をした場合
区 分	金 額																		
特定小型原動機付自転車運転者講習	1時間につき2,000円																		
	最高速度、車体の大きさ	運転することができる者	通行場所	乗車用ヘルメット	その他														
特定小型原動機付自転車 ・ 特例特定小型原動機付自転車	・最高速度 一般的な自転車利用者の速度 (20km/h) ・車体の大きさ 長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当	・運転免許不要 ・16歳未満の者は運転禁止	・車道、普通自転車専用通行帯、自転車道 ・歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行可	努力義務	・交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象 ・悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）														
	・最高速度の制御（6km/h）とそれに連動する表示をした場合																		

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～14 略	略	15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～14 略	略	15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略
区分	金額												
1～14 略	略												
15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略												
区分	金額												
1～14 略	略												
15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機の基準について、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車又は特定小型原動機付自転車及び自転車（現行 歩行者及び遠隔操作型小型車又は自転車）が道路を横断することができる間は、車両等の交通整理を行う信号機のいずれもが当該道路を通行できる信号を表示しないものとする。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は<u>特定小型原動機付自転車及び自転車</u>が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

警察本部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国 支 出	庫 金	分 担 金 及 び 金	そ の 他	
9 警察費	1 警察管理費	警察財産管理費	円 654,486,000	円 31,460,000	円	円	円	円	円	円 31,460,000
		運転免許・認知症等運転者対策費	263,159,000	57,860,000	57,860,000					
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	1,227,873,000	33,344,000		1,904,000				31,440,000
計			2,145,518,000	122,664,000	57,860,000	1,904,000				62,900,000

令和4年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

警察本部

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫 支出金	その他	地方債		
9 警察費	1 警察管理費	運転免許・認知症等 運転者対策費	円 60,368,000	円 60,368,000	円 60,368,000	円 60,368,000	円	円	円	円	円 60,368,000	新運転者管理システム移行関係業務について、警察庁が行うシステム環境整備後にデータ移行試験を行う予定で委託契約していたところ、環境整備作業に遅れが生じ、令和4年度中に予定していたデータ移行試験が実施できなくなったことから、年度内の事業完了が困難となったもの。	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和5年5月19日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年5月19日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金77,340円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年1月10日 午後2時00分頃 イ 事故発生場所 鳥取市立川町三丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、同じ駐車枠に駐車しようとして進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 77,340円 うち、保険支払額47,340円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 57,541円 うち、相手からの賠償額28,771円、県費支出額28,770円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和5年5月19日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年5月19日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金240,000円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和4年10月27日 午後5時40分頃 イ 事故発生場所 鳥取市江津地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 240,000円 うち、保険支払額210,000円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 47,311円 うち、相手からの賠償額9,462円、県費支出額37,849円</p>